

鳥取県告示第 61 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字鉛山字鉛山谷144の1、144の3、155の1、155の2、字鑛谷164の1から164の4まで、字茗茄谷164の5、168から170まで、字大坪谷170の1、170の8、字大煉利170の3から170の5まで、170の7、170の9、字栃木鳴ル170の2、170の6、170の10、字ノフサミ171の1、字墓ノ谷171の2、大字牧字滝ノ谷538、539、540の1、字恩谷586の1、587の1、588の1、588の2、588の4、589の1から589の4まで、字恩鳥600の1、606の1、大字湯谷字湯谷溪573の1、573の2、574、575の1、575の2、576、大字本泉字奥呂581、字本谷831の5、大字下谷字岩原704の3、字柿柏705、705の1、大字笏賀字池ノ谷444、445、445の1、446、447の1、447の2、448、449、字岩井手450の2、字花倉谷451から462まで、463の1、463の2、464、465の1、466、467、469、字鳥越へ470、472、472の1、473、474、475の1から475の3まで、字時信谷574から576まで、大字小河内字坂根355、字大岩381の1、382の1から382の5まで、382の7から382の10まで、字恩地谷奥383の1から383の3まで、字丸山向436の1から436の4まで、437、字奥跳井ヶ谷446の1から446の5まで、字登峰447の1から447の10まで、字合鉢448の1、448の2、448の11から448の18まで、449の1、449の15から449の26まで、450、451の1、452、大字柿谷字檜谷平74の1から74の4まで、75の1から75の4まで、78の1から78の4まで、79、80、83、84の1、84の2、85、字芦屋87の1、87の3、87の5から87の7まで、91の1、91の4から91の6まで、字上シドラ90の2、字戒谷249の1、249の4から249の9まで、251の1、251の2、251の4、251の5、251の11、251の13、252、254の4から254の8まで、254の10から254の13まで、256から259まで、260の1から260の3まで、261の1から261の3まで、262の1、262の2、263、264の1、264の2、265、266、字池ノ谷平325、327の1、328、329の7から329の10まで、329の16から329の18まで、332の2、335の1、335の2、335の5、335の6、335の13、335の16から335の18まで、336、338、字古道444の1、444の12、444の13、445、446、447の5、447の6、447の8、447の11、447の12、450の9、452の5、453、455の2、456の1から456の10まで、字狼谷595の1、595の2、596の1、596の2、601、602の1、602の3、字粕渡1484の1から1484の4まで、1484の6、1484の7、字坊主1485の1から1485の3まで、1485の5、1485の6、1487の1から1487の4まで、1488の47から1488の50まで、1489の2、1490の1、1490の5、大字福吉字東吉田小屋15の1、15の5、字吉田小屋16の1、16の6から16の9まで、16の14、16の15、16の21、16の22、字河原休19、24、25の1、25の2、25の4、25の5、字西吉田小屋20から22まで、字下モ畑75、89の1、字小坂本81の1から81の4まで、81の11、81の14から81の16まで、82、83の1、83の11、87、字下畑89の1、89の2、90、字大坂本119の1、119の2、120の1、120の2、122、123の2、字向山147から149まで、151の1から151の4まで、153の1、字鉦子谷151の9から151の11まで、152、字中原188の1、188の3、189、190の1、190の4、190の6、190の9、字中原東191、193の1、194の1、194の2、196、字大水口西291、292の1から292の3まで、293、295、300の2、302の1から302の3まで、305の1から305の4まで、305の8から305の10まで、306、307、字足立本谷308から310まで、318の1から318の6まで、322の1から322の9まで、323の1から323の4まで、324の1、字本谷345の1、345の3から345の8まで、348、349の1から349の7まで、440の1、字大屋居谷355の1、356の1、356の2、360の1、361の1から361の3まで、字別当383、436、437の1、437の2、444の1、444の3、444の5、444の9、445の1から445の3まで、字布谷379、380、384、386の1、386の2、387、392の1、字布谷原388、字釜屋敷奥441の1、442の1、442の3、443の1から443の3まで、字草欄尾446の1、446の2、447から450まで、字瀬助谷452の1から452の3まで、453の1、453の2、459の1、459の2、460の1、460の2、461、462の1から462の5まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)